

一宮市公共施設 個別施設計画

施設のあり方計画

<環境部編>

令和3年度～令和8年度



一宮市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画のねらい	1
2 計画の期間	1
3 対象施設の一覧	2
4 延床面積の縮減目標	3
5 目標達成に向けた部の方針	3
第2章 市民利用型施設	4
1 施設の状況	4
2 配置状況	5
3 建物・利用・コスト状況	6
4 一次評価	7
5 二次評価	8
6 基本的な方針	9
7 個別施設の取組	9

第1章 計画の概要

1 計画のねらい

「施設のあり方計画」（以下「本計画」）は、平成28年11月に策定した「一宮市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」）の個別施設計画に位置付けられます。

本計画では、総合管理計画に基づき、公共建築物の縮減目標の達成と公共施設等の管理方針を実行するための取り組みを検討します。また、施設の維持管理運営等に係る財源確保に向けての取り組みも検討します。

総合管理計画の概要

①公共建築物の縮減目標

延床面積を40年間（平成29年度～令和38年度）で15%縮減

〔 目標達成のためには、大規模改修による長寿命化を実施し、
80年を目途に使用することが前提 〕

②公共施設等の管理方針

- 方針1 施設の統合や廃止を進めます
- 方針2 大規模な修繕や建替えを計画的に行います
- 方針3 施設をできる限り長く使います
- 方針4 施設の安心・安全を守ります

2 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

総合管理計画では、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間としつつ、長期的な視点から、更新等費用を計算する将来の見通し期間は平成29年度から令和38年度までの40年間としています。本計画は、総合管理計画の計画期間に合わせることとし、必要に応じて見直しを行います。

3 対象施設の一覧

本計画の対象施設は、環境部の施設管理課が管理する以下の2施設です。

本計画では、施設の利用形態から、施設区分を「市民利用型施設」に分類し、記載します。

施設区分について

総合管理計画の施設分類を踏まえ、本計画においては、施設評価を行う上で、施設の形態に合わせて以下の4つに区分します。

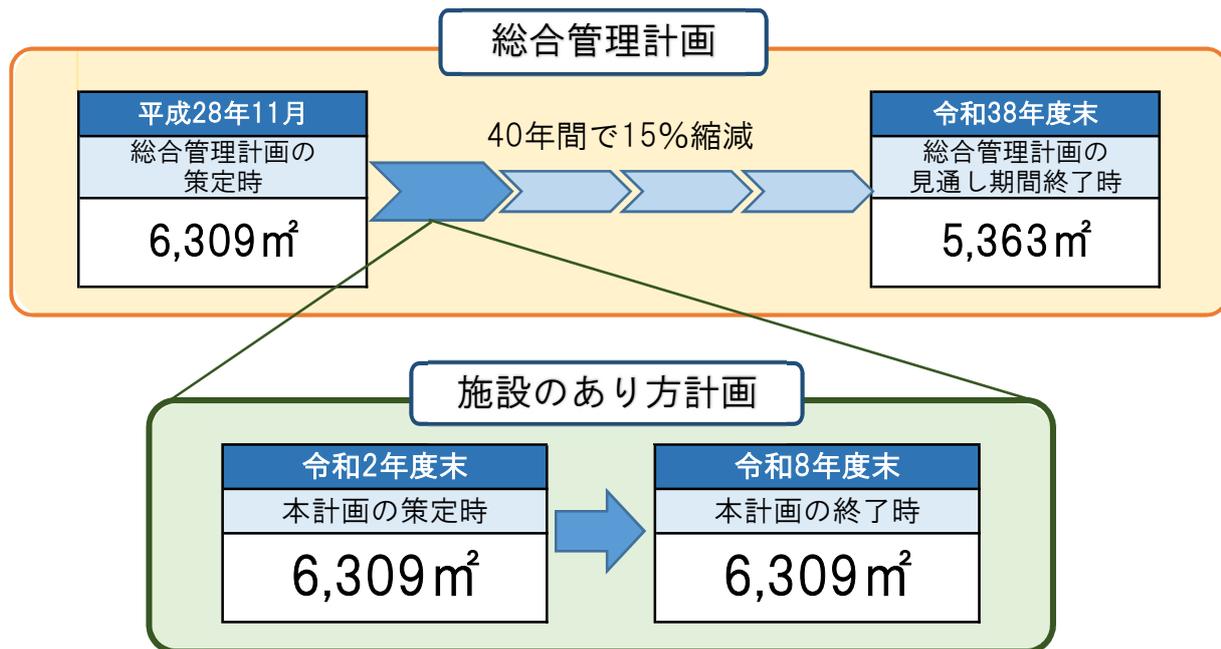
施設区分	内 容
市民利用型施設	主に貸室や市民利用を目的とした、市民生活を豊かにするための施設
特定者利用福祉施設 ※	小・中学校、保育園等の教育や保育以外を目的とした、特定の利用者のみが利用できる福祉施設
公用施設等 ※	上記2区分以外で、行政が事務事業等を執行するための施設等
普通財産 ※	行政財産以外の施設であり、必要に応じて貸与している施設

※環境部は、特定者利用福祉施設、公用施設等、普通財産に該当する施設はありません。

市民利用型施設（第2章、4ページ参照）

No.	施設名称	所管課	所在連区	(参考) 総合管理計画における区分
①	エコハウス138	施設管理課	奥町	スポーツ施設
②	ゆうゆうのやかた	施設管理課	大徳	その他福祉施設

4 延床面積の縮減目標



5 目標達成に向けた部の方針

エコハウス138については、迷惑施設である環境センター（ごみ処理施設）の地元への還元目的で建設・運営されているため、役目を終えるまで継続していきます。

ゆうゆうのやかたについては、迷惑施設である旧尾西清掃事業所（ごみ処理施設）の地元への還元目的で建設・運営されてきましたが、尾西清掃事業所は既に休止されているため、令和10年度を目途に譲渡もしくは閉鎖を検討します。

更新等費用の見通し（環境部施設）

更新等費用の見通しは、国より計画期間内に要する対策費用の概算を整理するよう求められており、市債等の地方財政措置の活用が必要となるため、以下のとおり算出します。なお、この見込み額は、総務省が示した更新費用の㎡単価等を参考にして、総合管理計画において試算したものです。

	更新等費用の見込み額 ※1 (H29～R38年度までの40年間)	うち、施設のあり方計画期間分 ※2 (R3～R8年度までの6年間)
大規模改修費	約20.4億円	0円
更新費	0円	0円
合計	約20.4億円（約0.5億円/年）	0円

※1 「更新等費用の見込み額」は、総合管理計画策定時に算出した、将来の見通し期間の「更新等に係る経費の見込み額」から環境部の施設に係る見込み額を抽出したものです。

※2 「うち、施設のあり方計画期間分」は、「更新等費用の見込み額」から本計画期間に係る分を抽出したものです。本計画の内容を反映したものではありません。

第2章 市民利用型施設

1 施設の状況

対象施設及び施設の状況を示す各種データは以下のとおりです。

No.	施設名	延床面積 (㎡)	構造	経過 年数	利用者数 (人)	コスト (千円)	運営 方法	複合化等の状況
①	エコハウス138	5,016.39	RC・S	18	192,961	81,829	指定	—
②	ゆうゆうのやかた	1,293.07	RC	26	93,397	51,383	指定	—
	計	6,309.46	—	—	286,358	133,212	—	—

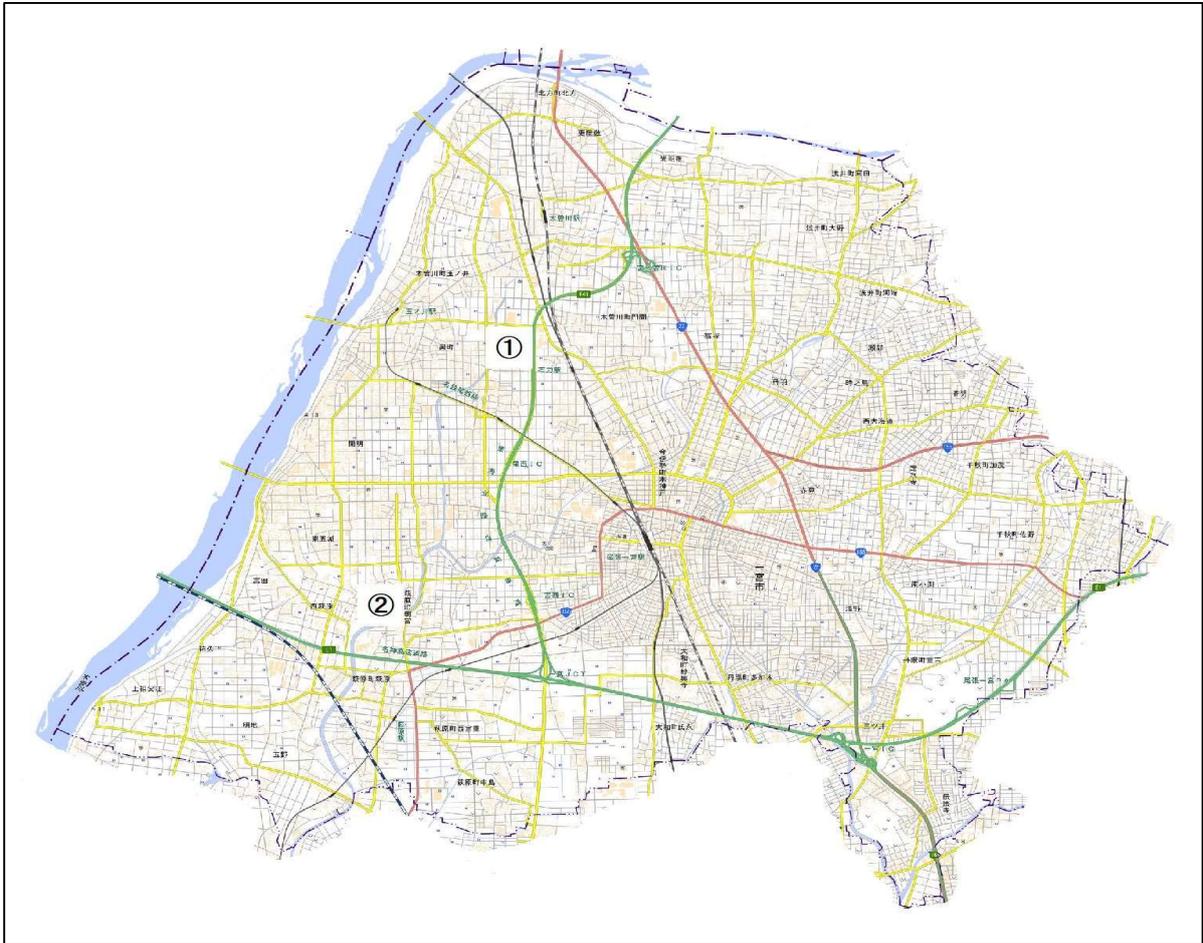
項目の説明

延床面積	令和2年度末の数値（50㎡以上の建物が対象）
構造	「RC」鉄筋コンクリート造、「SRC」鉄骨鉄筋コンクリート造、「S」鉄骨造、「LGS」軽量鉄骨造、「CB」コンクリートブロック造、「W」木造
経過年数	建築年度から基準年度（平成30年度）までの年数で、複数棟ある場合は棟面積に応じて経過年数の平均値より算出
利用者数	基準年度（平成30年度）の決算より報告された年間利用者数
コスト	基準年度（平成30年度）の決算より報告された数値で、人件費を含む施設の維持・運営・管理費用から、施設の使用料等の収入を差し引いた、市税等で負担する年間費用で、工事費用等の投資的な費用等は除外
運営方法	「直営」市が直接運営している施設、「指定」指定管理者を指定している施設、「委託」指定管理制度を導入していない施設のうち、市職員が常駐せず、日常業務の運営全て業務委託により対応している施設

2

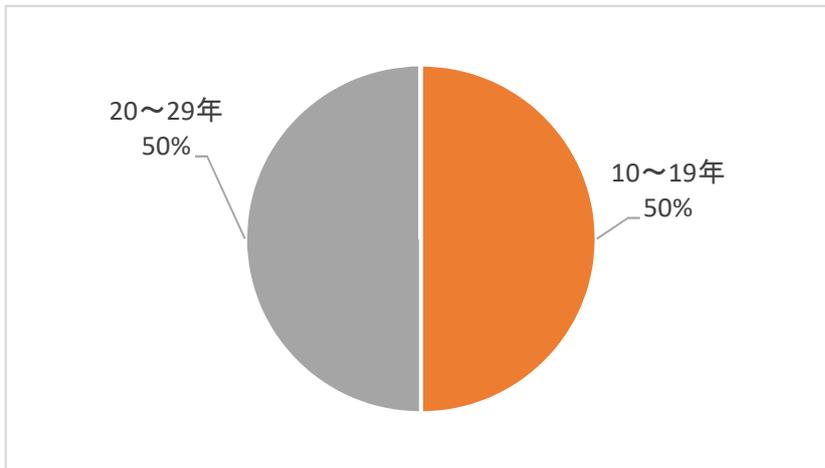
配置状況

施設の配置状況は以下のとおりです。

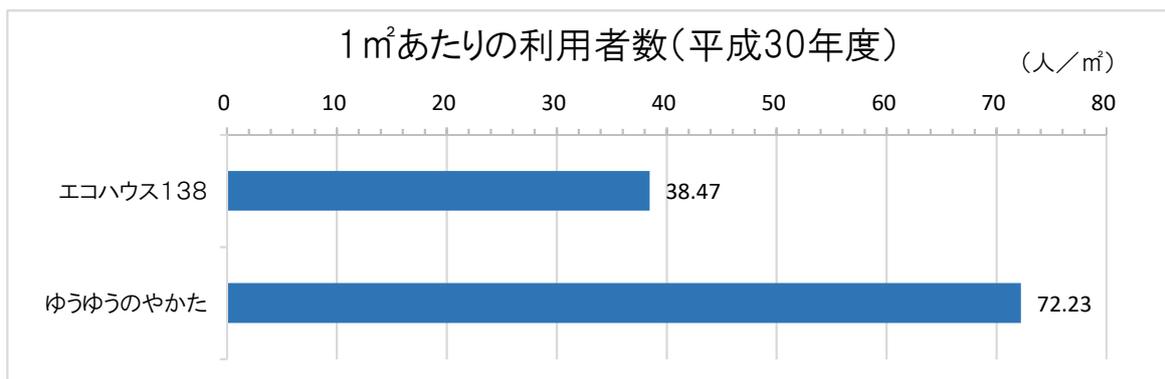


地理院地図/GIS Mapsを加工して作成

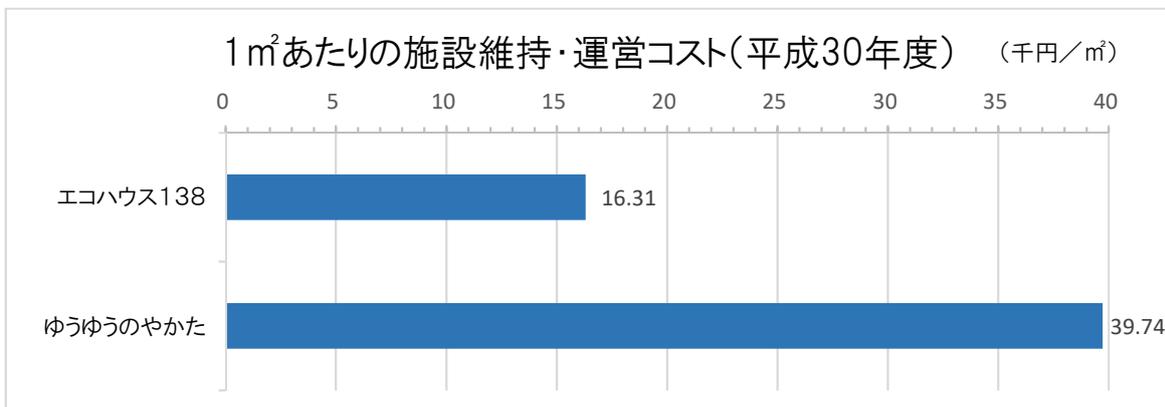
(1) 築年数別施設状況



(2) 利用状況

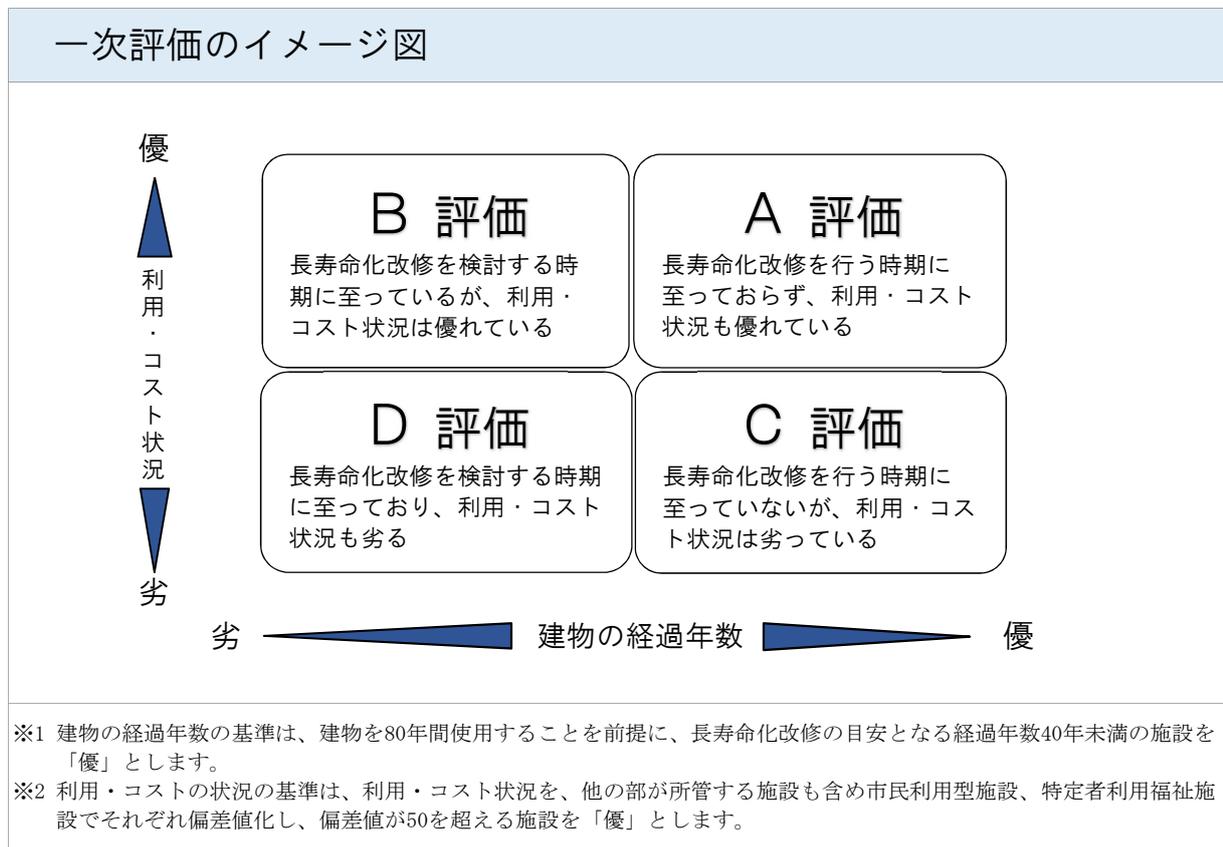


(3) コスト状況



(1) 評価方法

建物の経過年数（※1）と、利用・コストの状況（※2）の2つの基準で分類し、A～D（Aが最も優れている）の4段階評価を行います。



(2) 評価結果

No.	施設名	評価
①	エコハウス138	A
②	ゆうゆうのやかた	A

5

二次評価

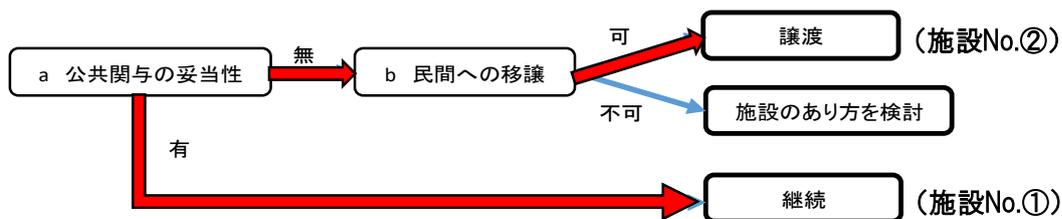
施設の公共性、代替性、利用圏域及び立地特性等を踏まえ、個別施設の建物や機能の方向性について、施設区分及び一次評価結果に応じたフローチャートを用いて導きます。

(1) 評価方法

評価方針（市民利用型施設 一次評価A）

一次評価がA（長寿命化改修を行う時期に至っておらず、利用・コスト状況も優れている）であることを考慮して、公共関与の妥当性等を検討して評価します。本方針を反映したフローチャート及び評価結果に至る判定は次のとおりです。

フローチャート実施（市民利用型施設 一次評価A）



フローチャート内の項目の判定根拠

○エコハウス138

(a) 環境センター（ごみ処理施設）は迷惑施設であり、地元への還元目的で建設・運営されているため、公共関与の妥当性有り

○ゆうゆうのやかた

(a) 尾西清掃事業所の迷惑施設としての必要性が無くなり、民間企業が主体になってサービスを提供することが可能であるため、公共関与の妥当性無し

(b) 施設が行っているサービスの民営化が可能のため、民間への移譲は可能

(2) 評価結果

No.	施設名	評価
①	エコハウス138	継続
②	ゆうゆうのやかた	譲渡

6

基本的な方針（市民利用型施設）

（1）現状と課題

エコハウス138は19年目（平成13年4月27日開館）、ゆうゆうのやかたは27年目（平成5年4月1日開館）を迎え、両施設共に全体的に老朽化が進行しているため、今後、施設関連を中心とした大規模修繕や更新等の経費が増加します。
2施設を同一の指定管理者が運営しています。

（2）基本的な方針（～令和8年度）

エコハウス138は、環境センター（ごみ処理施設）が迷惑施設であり、地元への還元目的で建設・運営されているため、長寿命化を前提に施設を継続する方針です。

ゆうゆうのやかたは、尾西清掃事業所が迷惑施設であったため、地元への還元目的で建設・運営されてきましたが、清掃事業所が休止され、現在はその必要性が無くなったため、令和10年度を目途に譲渡に向けて検討していきますが、当面は施設を継続します。

7

個別施設の取組（～令和8年度）

以下の「個別施設の方針・取組」は、「一次評価結果」及び「二次評価結果」を踏まえ、本市の政策や地域の実情、バランス等を総合的に考慮した内容であり、令和8年度までの施設整備の方針・取組を示しています。

No.	施設名	個別施設の方針・取組		（参考）		
				経過年数	一次評価	二次評価
①	エコハウス138	継続	環境センター（ごみ処理施設）は迷惑施設であり、地元への還元目的で建設・運営されているため、長寿命化を前提に施設を継続します。	18	A	継続
②	ゆうゆうのやかた	当面は継続	尾西清掃事業所が迷惑施設であったため、地元への還元目的で建設・運営されてきましたが、現在は清掃事業所が休止しており、必要性が無くなったため、譲渡に向けて検討していくこととなりますが、当面は施設を継続します。	26	A	譲渡

一宮市公共施設 個別施設計画

施設のあり方計画

環境部編

<令和3年度～令和8年度>

令和3年3月
一宮市環境部